

人権なんでも相談所 〈相談無料・秘密厳守〉

問 法務局 南魚沼支局

☎772・2164

- ・家庭内、親族間、近隣間のもめごと
- ・悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題
- ・いじめ、体罰、女性差別、外国人差別などのあらゆる差別問題

① 8月8日(日)

会南魚沼市民会館2階 婦人会館

和室

相人権擁護委員

- ・青木智子〔栄町〕
- ・勝又由美子〔金城〕

② 8月4日(水)

会湯之谷老人福祉センター〔魚沼市井口新田547-12〕

相人権擁護委員

①②共通事項

時 午後1時～4時(受付…午後3時まで)

申 不要。直接会場まで。

弁護士による無料法律相談

問・申 消費生活センター

☎772・2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士

が無料で相談に応じます。

日 7月15日(木) 午後1時30分～4時

会 塩沢市民センター

定 5人(1人約30分)

☎ 7月14日(水) 正午

申 電話でご予約ください(受付…午前9時～午後4時)

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によっては、お受けできない場合があります

臨床心理士による「こころの相談会」〈秘密厳守〉

問・申 子ども・若者相談支援センター

☎788・1951

あなたが抱えている悩みを話してみませんか?

対 市内在住のニート・ひきこもり・

高等学校不登校などに悩む義務教育終了～39歳の若者または家族

日 ①7月27日(火) 午後2時～3時

②8月5日(木) 午前10時～11時

会 子ども・若者相談支援センター

☎ ①7月21日(水)

②8月3日(火)

申 電話でお申し込みください。

他 相談員による電話相談・来所相談に、随時応じます。

新型コロナウイルス関連 無料法律相談

問 新潟県弁護士会 長岡相談所

☎0258・86・5533

新型コロナウイルス感染症に関連した、法的な問題に対応するため、8月31日(火)まで無料法律相談を実施しています。

※相談回数は、同一問題につき1日1回、期間内に合計2回を上限とします

面談相談

事前に予約が必要。月～金曜日の午前9時～午後5時までに電話でご予約ください。

☎0258・86・5533

対 事業者以外

会 新潟県弁護士会 長岡相談所「長岡市三和三丁目123-10」

電話相談

予約不要。
火・木曜日の午後1時～3時(7月22日(木・祝)を除く)までに、

電話でご相談ください。
☎025・222・7300

対 だれでも

ひまわりほっとダイヤル

法律事務所面で面談相談を行います。月～金曜日の午前10時～正午、午後1時～4時までに電話でお申し込みください。受付後、弁護士と相

談日程を調整します。
☎0570・001・240
対 事業者

健康・福祉

遠隔手話通訳サービスが
利用できます

問・申 福祉課 障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

県では、手話通訳を必要とする人が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合に、安心して病院の受診などができるよう、遠隔手話通訳サービスを開始しました。

遠隔手話通訳とは、ろう者と手話通訳者が対面せず、離れた場所ですマートフォンやタブレットを使って手話通訳を受けることをいいます。

このサービスは、新型コロナウイルス感染の疑いがあり、保健所の検査を受ける場合や、帰国者・接触者相談センターを通じて受診する場合に限り、利用できます。

※このサービスの利用にはLINEのアプリが必要です。利用方法など詳しくは、市ウェブサイト「遠隔手話通知サービス」で検索をご覧ください